

財 関 第 54 号  
平成 18 年 1 月 18 日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

改正京都規約発効に伴う通達の実施について

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（通称「改正京都規約」）の発効に伴い、条約等基本通達等の一部を改正する通達（平成 13 年 6 月 20 日財関第 512 号）を、平成 18 年 2 月 3 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。